

	改正前	改正後
一般公社債等の課税		1. 利子、収益分配金等 一般公社債等の利子等は、20.315%源泉分離課税(所得税15.315%、住民税5%)。 ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員に支払われるものは、総合課税の対象。 2. 譲渡、償還等 償還、一部解約等は譲渡とみなして、いずれも20%申告分離課税(所得税15%、住民税5%)。 ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の役員に支払われるものは、総合課税の対象。 ※平成28年1月1日以後の利子等、譲渡等について適用
NISA(日本版ISA)	(略)	1. 非課税口座設置期間 平成26年1月1日?平成35年12月31日 2. 非課税維持期間 最長5年 3. 口座開設手続き 口座は当初1回の設置とし、一定の基準日ごとに住民票等の必要書類を提出(10年間で3回の基準日)。 4. 非課税投資額 1年100万円 5年間の非課税期間終了後に、次の非課税枠に移管して、非課税を継続することができる。 平成26年度追加改正あり
上場株式等の軽減税率の廃止	平成25年12月31日まで10%	平成26年1月1日より20%

2 土地・住宅税制

	改正前	改正後																									
住宅ローン控除	1. 控除限度額等 ●一般の場合 <table border="1"> <tr> <td>居住年</td> <td>平成25年</td> </tr> <tr> <td>借入限度額</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>控除率</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>各年の控除限度額</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>最大控除額</td> <td>200万円</td> </tr> </table>	居住年	平成25年	借入限度額	2,000万円	控除率	1.0%	各年の控除限度額	20万円	最大控除額	200万円	1. 控除限度額等 ●一般の場合 <table border="1"> <tr> <td>居住年</td> <td>平成26年1月~3月</td> <td>平成26年4月~平成29年12月</td> </tr> <tr> <td>借入限度額</td> <td>2,000万円</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>控除率</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>各年の控除限度額</td> <td>20万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>最大控除額</td> <td>200万円</td> <td>400万円</td> </tr> </table> (注)平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、一般の住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%の金額であり、それ以外の場合における借入限度額は2,000万円とする。	居住年	平成26年1月~3月	平成26年4月~平成29年12月	借入限度額	2,000万円	4,000万円	控除率	1.0%	1.0%	各年の控除限度額	20万円	40万円	最大控除額	200万円	400万円
居住年	平成25年																										
借入限度額	2,000万円																										
控除率	1.0%																										
各年の控除限度額	20万円																										
最大控除額	200万円																										
居住年	平成26年1月~3月	平成26年4月~平成29年12月																									
借入限度額	2,000万円	4,000万円																									
控除率	1.0%	1.0%																									
各年の控除限度額	20万円	40万円																									
最大控除額	200万円	400万円																									

Appendix

平成25年までに改正された税制改正項目一覽表

※本表は右ページより左ページの順にお読みください。

1 個人所得税・金融証券税制

	改正前	改正後																																													
所得税の最高税率の見直し	●所得税額速算表 <table border="1"> <tr> <th>課税所得金額</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>195万円未満</td> <td>5%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>330万円未満</td> <td>10%</td> <td>9.75万円</td> </tr> <tr> <td>695万円未満</td> <td>20%</td> <td>42.75万円</td> </tr> <tr> <td>900万円未満</td> <td>23%</td> <td>63.6万円</td> </tr> <tr> <td>1,800万円未満</td> <td>33%</td> <td>153.6万円</td> </tr> <tr> <td>1,800万円以上</td> <td>40%</td> <td>279.6万円</td> </tr> </table>	課税所得金額	税率	控除額	195万円未満	5%	—	330万円未満	10%	9.75万円	695万円未満	20%	42.75万円	900万円未満	23%	63.6万円	1,800万円未満	33%	153.6万円	1,800万円以上	40%	279.6万円	●所得税額速算表 <table border="1"> <tr> <th>課税所得金額</th> <th>税率</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>195万円未満</td> <td>5%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>330万円未満</td> <td>10%</td> <td>9.75万円</td> </tr> <tr> <td>695万円未満</td> <td>20%</td> <td>42.75万円</td> </tr> <tr> <td>900万円未満</td> <td>23%</td> <td>63.6万円</td> </tr> <tr> <td>1,800万円未満</td> <td>33%</td> <td>153.6万円</td> </tr> <tr> <td>4,000万円未満</td> <td>40%</td> <td>279.6万円</td> </tr> <tr> <td>4,000万円以上</td> <td>45%</td> <td>479.6万円</td> </tr> </table> ※平成27年分以後の所得税より適用	課税所得金額	税率	控除額	195万円未満	5%	—	330万円未満	10%	9.75万円	695万円未満	20%	42.75万円	900万円未満	23%	63.6万円	1,800万円未満	33%	153.6万円	4,000万円未満	40%	279.6万円	4,000万円以上	45%	479.6万円
課税所得金額	税率	控除額																																													
195万円未満	5%	—																																													
330万円未満	10%	9.75万円																																													
695万円未満	20%	42.75万円																																													
900万円未満	23%	63.6万円																																													
1,800万円未満	33%	153.6万円																																													
1,800万円以上	40%	279.6万円																																													
課税所得金額	税率	控除額																																													
195万円未満	5%	—																																													
330万円未満	10%	9.75万円																																													
695万円未満	20%	42.75万円																																													
900万円未満	23%	63.6万円																																													
1,800万円未満	33%	153.6万円																																													
4,000万円未満	40%	279.6万円																																													
4,000万円以上	45%	479.6万円																																													
特定公社債等の課税	公社債、公社債投資信託等の課税について 1. 利子、収益分配金 20.315%源泉分離課税(所得税15.315%、住民税5%) 2. 譲渡 譲渡益は非課税 譲渡損はなかったものとみなす 3. 償還、一部解約 公社債：雑所得の総合課税 公社債投資：20.315%源泉分離(所得税15.315%、住民税5%) 4. 他の所得との通算 通算不可 3年間の繰越控除も不可 5. 特定口座への受入れ 不可	公社債および公社債投資信託など一定のもの(「特定公社債等」)の課税について 1. 利子、収益分配金 20%申告分離課税(所得税15%、住民税5%) または 申告不要 2. 譲渡 譲渡益、譲渡損ともに申告分離課税 3. 償還、一部解約 償還額を譲渡所得等の収入金額とみなして20%申告分離課税(所得税15%、住民税5%) 4. 他の所得との通算 上場株式等の配当所得および譲渡所得等の損益通算を可能。 発生した損失は3年間の繰越控除も可能。 5. 特定口座への受入れ 可能 購入済の特定公社債等は平成28年中に、実際の取得日・取得価額で受入れられることができる。 ※平成28年1月1日以後の利子等、譲渡等について適用																																													